

一般財団法人グリーンクロスジャパン定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人グリーンクロスジャパン（以下「この法人」という。）と称し、英文ではGreen Cross Japan（略称はG C J）と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を埼玉県さいたま市緑区に置く。

2 この法人は、理事会の決議をもって、従たる事務所を設置することができる。

(目的)

第3条 この法人は、国際連合経済社会理事会の諮問資格をもつグリーンクロスインターナショナルのグリーンクロスインターナショナル憲章の精神に基づき、地球の持続可能な未来を実現するため、地球環境保全と、意識の啓発事業を行い、もって人類が自然と調和して生きられる未来の構築に貢献することを目的とする。

(公益目的事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 環境保全に関する知識の普及、啓発
- (2) 環境保全の教育等に関する企画、運営及び実施
- (3) グリーンクロスインターナショナルへの協力並びに関係諸団体との連携
- (4) その他この法人の目的達成するために必要な事業

2 前項の事業については、国内及び海外において行うものとする。

(公告方法)

第5条 この法人の公告は、電子公告による。

2 事故その他やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 財産及び財務

(財産の種類別)

第6条 この法人の財産は、基本財産とその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠なものであって、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 一般財団法人認可申請時の財産目録中基本財産として記載された資産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄付された財産
- (3) 理事会においてその他の財産から基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 その他の財産は、基本財産以外の財産をいう。

(基本財産の維持及び処分)

第7条 基本財産については、適正な維持及び管理に努めるとともに、やむを得ない理由によ

りその一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供するときには、あらかじめ理事会及び評議員会において、出席理事及び出席評議員の3分の2以上の承認を得なければならない。

(財産の管理、処分及び運用)

第8条 この法人の財産は、理事長が適正に管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(事業年度)

第9条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画書、収支予算書等)

第10条 この法人の事業計画書、収支予算書は、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定に関わらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長が予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ、収入及び支出することができる。ただし、収入及び支出は、新たに成立した予算の収入及び支出とみなす。

3 第1項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第11条 この法人の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号、第2号までの書類については内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 前項の書類及び監査報告書類は、主たる事務所に5年間備え置くものとする。

3 この法人は、定時評議員会の終結後遅延なく、貸借対照表を法令の定めるところのより公告しなければならない。

(剰余金)

第12条 各事業年度における剰余金は分配しない。

(会計の原則)

第13条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従う。

第3章 評議員

(評議員の定数)

第14条 この法人は、評議員3名以上12名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第15条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからホに該当する評議員の合計数が評議員の総数3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしてないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法人により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）

（評議員の任期）

第16条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、この定款で定めた評議員の定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された評議員が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第17条 評議員は、無報酬とする。

2 評議員には、その職務を執行するために要する費用の支払いをすることができる。

第4章 評議員会

(評議員会の構成等)

第18条 この法人の評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

2 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種類とする。

(評議員会の権限)

第19条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (3) 定款の変更
- (4) 残余財産の処分
- (5) 基本財産の処分又は除外の承認
- (6) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(評議員会の開催)

第20条 定時評議員会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

2 臨時評議員会は、次に掲げるときに開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 評議員から、理事に対して、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集の請求があったとき。
- (3) 前号の規定による請求を行った評議員が、裁判所の許可を得て、評議員会を招集するとき。

(評議員会の招集)

第21条 評議員会は、前条第2項第3号の規定により評議員が招集する場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内の日を評議員会の日とする招集通知を発する。

3 理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会の決議により定めた順位により、他の理事がこれに代わる。

4 評議員会の招集に当たっては、理事会（前条2項第3号の規定により評議員が招集する場合には、当該評議員）は、次の事項を定めなければならない。

- (1) 評議員会の日時及び場所
- (2) 評議員会の目的である事項があるときは、当該事項
- (3) その他法令で定める事項

5 理事長（前条第2項第3号の規定により評議員が招集する場合には、当該評議員）は、評議員会の日から1週間前までに、前項各号に掲げる事項を記載した書面をもって、評議員に対して評議員会を招集する旨の通知を発する。

6 理事長（前条第2項第3号の規定により評議員が招集する場合には、当該評議員）は、前項の書面による通知の発出に代えて、政令で定めるところにより、評議員の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる。

7 第6項の規定に関わらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、

評議員会を開催することができる。

(評議員会の議長)

第22条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(評議員会の定足数)

第23条 評議員会は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(評議員会の決議)

第24条 評議員会においては法令が別に定める場合を除き、定款第21条第5項の評議員会招集通知に記載された目的事項のみ、決議する。

2 決議について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

3 評議員会の決議は、一般法人法及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、評議員会に出席した評議員の過半数をもって決する。

4 一般法人法第189条第2項に定める決議は、議決に加わることができる評議員の3分の2以上をもって決する。

(書面による議決権行使等の禁止)

第25条 評議員は、代理人により議決権を行使すること及び書面により議決権を行使すること又は電磁的方法により議決権を行使することはできない。

(評議員会決議の省略)

第26条 理事が評議員会の目的事項について提案した場合において、当該提案につき評議員(当該提案について議決に加わることができるものに限る)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(評議員会への報告の省略)

第27条 理事長が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(評議員会の議事録)

第28条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

第5章 役員

(役員の設置)

第29条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上12名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長とし、1名を常務理事とすることができる。

3 前項の理事長をもって一般法人法上の代表理事とし、常務理事をもって一般法人法第197条において準用する第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第30条 理事及び監事は評議員会の決議によって各々選任する。

2 理事長、常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事はこの法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等以内の親族、その他特別の関係にある理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

5 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第31条 理事は、理事会を構成し、この定款に定めるところにより、職務の執行の決定に参画する。

2 理事長は、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第32条 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の職務の執行を監査し、監査報告書を作成すること。

(2) この法人の業務及び財産の状況を監査すること。

(3) 評議員会及び理事会に出席し、必要があるときは意見をのべること。

(4) 理事が不正の行為をし、若しくは不正の行為をする恐れがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を評議員会及び理事会に報告すること。

(5) 前号に規定する場合において、必要があると認められたときは、理事長に対し、理事会の招集を請求すること。

(6) 前号の規定により請求した日から5日以内に、その請求をした日から2週間以内の日を理事会の日とする招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が、直接理事会を招集すること。

(7) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定める書類等を調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事実があると認められたときに、その調査の結果を評議員会に報告すること。

(8) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をする恐れがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずる恐れがあるときに、その理事に対し、その行為をやめることを請求することができる。

(9) その他法令に定められた業務を行う。

(役員任期)

第33条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員

会終結の時までとし、再任を妨げない。

3 役員が欠けた場合または第29条第1項に規定する役員の員数が欠けた場合には任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

4 補欠により選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

(役員の解任)

第34条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事の解任については、議決に加わることができる評議員の3分の2以上の決議により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(役員の報酬等)

第35条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、評議員会において別に定める役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程の支給基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 役員には、その職務を執行するために要する費用を支払うことができる。

(競業及び利益相反取引の制限)

第36条 理事は、次に掲げる取引をしようするときには、その取引について重要な事実を開示し、理事会の同意を受けなければならない。

(1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引

(3) この法人がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間においてこの法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項各号の取引をした理事は、当該取引後延滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(役員の責任の免除)

第37条 この法人は、役員の一般法人法第198条において準用する同法第114条の規定により、理事会の決議をもって、同法第198条において準用する同法第111条の行為に関する役員(役員であった者を含む。)の責任の法令の限度において免除することができる。

2 この法人は、一般法人法第198条において準用する同法第115条の規定により、外部役員との間に、同法198条において準用する第111条の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償金の限度額は、10万円以上で予め定めた額又は法令が限度とする額のいずれか高い額とする。

第6章 名誉会長及び顧問

(名誉会長及び顧問)

第38条 この法人は、名誉会長及び顧問を置くことができる。

2 名誉会長及び顧問は、理事会の同意を得て、この法人に功労があった者及び学識経験者の

中から理事長が委嘱する。

- 3 名誉会長及び顧問は、理事長の諮問に応じ意見を述べ又は会議に出席して意見を述べることができる。
- 4 名誉会長及び顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用を支弁することができる。

第7章 理事会

(理事会の構成)

第39条 理事会は、すべての理事で構成する。

(理事会の権限)

第40条 理事会は、法令又はこの定款で別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行を決定
- (2) 理事の職務の執行を監督
- (3) 理事長、常務理事の選定及び解職
- (4) 一般法人法第181条第1項に規定する評議員会の招集に関する事項の決定

(理事会の種類及び開催)

第41条 理事会は、定例理事会と臨時理事会の2種類とする。

- 2 定例理事会は、毎事業年度2回開催する。
- 3 臨時理事会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と判断したとき。
 - (2) 理事長以外の理事から、会議の目的である事項を示して招集の請求があったとき。
 - (3) 前号の規定による請求した日から5日以内に、その請求した日から2週間以内の日を理事会の日とする招集の通知が発せられない場合に、その請求を行った理事が招集したとき。
 - (4) 第32条第1項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき、又は同条第1項第6号の規定により、監事が招集したとき。

(理事会の招集)

第42条 理事会は、前条第3項第3号の規定により理事が招集する場合及び前条第3項第4号の規定により監事が招集する場合を除き、理事長が招集する。ただし、理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

- 2 理事長は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会の招集の通知をしなければならない。
- 3 理事会を招集するには、各理事及び各監事に対して会議の日時、場所及び目的たる事項を示して、開会の1週間前までに書面をもって通知しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(理事会の議長)

第43条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、第41号第3項第3号又は第4

号の規定により、臨時理事会を開催したときは、出席した理事の互選による。

(理事会の定員数)

第44条 理事会は、議決に加わることができる理事の過半数の出席がなければ開会することができない。

(理事会の決議)

第45条 理事会の議事は、この定款に別に定めるもののほかは、出席した理事の過半数の同意をもって決する。

2 理事会の決議について特別の利害関係を有する理事は、その決議に加わることができない。

(理事会の決議の省略)

第46条 理事が理事会の決議の目的事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(理事会への報告の省略)

第47条 理事、監事が理事及び監事の全員に対して、理事会に報告すべき事項を通知したときは、一般法人法第197条において準用する第91条第2項の規定による報告を除き、その事項を理事会へ報告することを要しない。

(理事会の議事録)

第48条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した代表理事及び監事は、これに署名又は記名押印しなければならない。

第8章 委員会

(委員会)

第49条 理事長は、この法人の事業の円滑な運営を図るため必要があると認めるときは、理事会の決議を経て、委員会を置くことができる。

2 委員会の委員は、理事会の同意を経て、理事長が委嘱する。

3 委員会に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

第9章 定款変更、事業譲渡、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の同意を得て変更することができる。

2 前項の定款変更には、第3条に規定する目的及び第4条に規定する事業並びに第15条第1項に規定する評議員の選任及び解任の方法は、前項の規定により変更することができるものとする。

(合併等)

第51条 この法人は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の議決により、他の一般法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公

益目的事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

(解散)

第52条 この法人は、一般法人法第202条に規定する事由により解散する。

(公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の帰属)

第53条 この法人が公益認定の取り消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）において、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下、「認定法」という。）第30条第2項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を公益認定の取消しを受けた日又は合併により消滅する日から1ヶ月以内に、評議員会の同意を経て、この法人と類似に事業を目的とする他の公益法人若しくは同法第5条第17号イからトまでに掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に寄贈する。

2 この法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、議決に加わることができる評議員の3分の2以上の同意を得て、前項に規定する公益法人等に贈与する。

第10章 事務局

(事務局)

第54条 この法人の事務を処理するため、事務局をおく。

2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の同意を経て、理事長が定める。

(書類等の備置き及び閲覧等)。

第55条 この法人の事務所には、常に次に掲げる書類を備え置かなければならない。

- (1) 定款
 - (2) 評議員名簿及び役員名簿
 - (3) 事業計画及び収支予算書
 - (4) 財産目録
 - (5) 事業報告書及び計算書類等
 - (6) 監査報告書
 - (7) 評議員会議事録及び理事会議事録
 - (8) 認定法第5条13号に規定する報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (9) その他法令で定める書類及び帳簿
- 2 前項各号の書類等の備置き及び閲覧等の期間については、法令の定めるところによる。
- 3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第11章 賛助会員

(賛助会員)

第56条 この法人の目的に賛同し、その事業に協力するものを賛助会員とすることができる。

2 賛助会員は、理事会の定めるところにより、この法人の事業活動に参加することができる。

3 賛助会員は、理事会の定めるところにより、賛助会費を納入しなければならない。

4 前3項の規定に定めるもののほか、賛助会員及び賛助会費に関して必要な事項は、理事会

の決議により、別に定める。

第12章 公益目的支出計画

(公益目的支出の義務)

第57条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第45条の認可申請に当たり作成した同法第119条第1項所定の公益目的支出計画の実施が完了したことの確認を認可行政庁から受けるまで、公益目的支出計画に定めたところに従って支出をする。

(公益目的支出計画実施報告書の提出等)

第58条 この法人は、各事業年度ごとに、内閣府令で定めるところにより、公益目的支出計画実施報告書を作成する。

- 2 公益目的支出計画実施報告書については監事の監査を受け、理事長の承認を受ける。
- 3 理事長は、前項の監査を受けた公益目的支出計画実施報告書を定時評議員会に提出し、又は提供し、定時評議員会の承認を受ける。
- 4 この法人は、毎事業年度の経過後3ヶ月以内に、当該事業年度の一般法人法第129条に規定する計算書類等及び公益目的支出計画実施報告書を認可行政庁に提出する。

第13章 補則

(細則)

第59条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第9条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事及び業務執行理事は、次に掲げる者とする。

代表理事	岩崎照皇
業務執行理事	高岡義弘

附則

- 1 変更後の定款は、令和2年6月29日から施行する。

附則

- 1 変更後の定款は、令和7年3月31日から施行する。